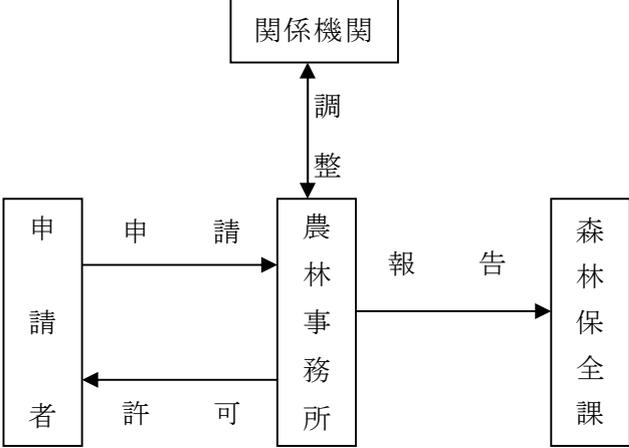


4 森林法〔保安林〕 (土地の形質変更等、立木の伐採) (第25条～第48条)

<p>法の趣旨</p>	<p>保安林制度は、水源のかん養、災害の防備、生活環境の保全・形成等森林の有する公益的な機能を発揮させる必要のある特定の森林を保安林として指定し、その森林の保全と適切な施業の確保を図ることによって、森林の有する公益的な機能を高度に発揮させることを目的としています。</p>
<p>許可の必要な行為</p>	<p>1 土地の形質の変更等 保安林内では、農地又は宅地の造成や建築物その他の工作物又は施設の新設等、当該保安林の維持に支障を及ぼすおそれのある開発行為を行うことはできません。 ただし、当該保安林の維持に支障を及ぼすおそれが軽微であると認められる次の行為等にあつては許可を受けて行うことは可能です。 ア 林道（車道幅員4メートル以下のものに限る。） イ 施設等の幅が1メートル未満の線的なもの ウ 変更行為区域の面積が0.05ヘクタール未満で切土又は盛土の高さがおおむね1.5メートル未満の点的なもの</p> <p>2 立木の伐採 保安林内立木の伐採については、それぞれの保安林に定められた伐採方法の範囲で許可・届出により行うことができますが、申請日等に下記の定めがあります。 ○皆伐・択伐による場合（許可） 皆伐は年4回（2月、6月、9月、12月）の皆伐限度を公表した日から30日以内、択伐は伐採を開始する日の30日前まで ○人工林で植栽指定のある択伐（届出） 伐採を開始する日の90日から20日前まで ○間伐（届出） 伐採を開始する日の90日から20日前まで</p>
<p>許可の必要な区域</p>	<p>森林法第25条及び第25条の2に基づき指定された保安林</p>
<p>許可権者</p>	<p>知事（農林事務所森林林業部長が専決。ただし、国有保安林については、森林管理署長の同意書が必要です。）</p>

<p>許可の基準</p>	<p>1 土地の形質の変更等 (1) 周辺地域に土砂を流出するおそれがないこと。 (2) 立木の生育及び土壌の生成を阻害し又はその性質を改変する等保安林の機能の低下をもたらすおそれがないこと。</p> <p>2 立木の伐採 (1) 申請に係る伐採方法が、当該保安林の指定施業要件に合致するものであること。 (2) 皆伐及び択伐により伐採する場合、立木の年齢が当該立木の所在する市町村の市町村森林整備計画で定められた標準伐期齢以上のものであること。 (3) 指定施業要件で植栽が定められている場合、伐採完了後に植栽される計画であること。</p>
<p>担 当 部 署</p>	<p>本庁 農林水産部 森林保全課 出先 各農林事務所 森林林業部 森林土木課</p>
<p>手続フローチャート</p>	 <pre> graph TD A[申請者] -- 申請 --> B[農林事務所] B -- 報告 --> C[森林保全課] C -- 許可 --> A B <--> 調整 D[関係機関] </pre>
<p>備 考</p>	